

第6次八女市男女共同参画行動計画

(案)

(目次)

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画策定の背景 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画策定の背景 | 2 |
| (1) 国の動向 | 2 |
| (2) 県の動向 | 2 |
| (3) 本計画と S D G s の関連性 | 3 |
| 3 計画の性格 | 4 |
| 4 計画の期間 | 5 |
| 5 計画の策定体制 | 5 |
| (1) 八女市男女共同参画推進審議会における審議 | 5 |
| (2) パブリックコメントの実施 | 5 |
| 6 統計データからみる現状 | 6 |
| 1 人口の動向 | 6 |
| 2 世帯数の推移 | 7 |
| 3 八女市の出生率 | 8 |
| 4 女性の労働力率 | 9 |
| 5 従業上の地位の状況 | 9 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 11 |
| 1 計画の基本理念 | 12 |
| 2 計画の基本目標 | 12 |
| 3 計画の体系 | 13 |
| 第3章 計画の内容 | 15 |
| 1 取組の方向性 | 16 |
| 基本目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり | 16 |
| 基本目標Ⅱ 誰もが共に参画する労働環境づくり | 19 |
| 基本目標Ⅲ 誰もが共に参画する地域づくり | 23 |
| 基本目標Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活への支援 | 26 |
| 2 計画の推進 | 30 |
| 1 計画の推進体制の充実 | 30 |
| 2 庁内各課の役割の強化 | 30 |
| 3 市民と事業者、行政の連携及び協働での取組 | |

第1章

計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

本市では令和3年3月、令和7年度を目標年度とする「第5次八女市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画、DV防止と被害者支援、女性の参画拡大、人権尊重などに取り組んできました。

令和7年度で現行計画が終了することを踏まえ、社会経済情勢の変化や法制度の拡充に対応し、男女共同参画社会※の実現に向けた施策をより総合的・計画的に推進するため、「第6次八女市男女共同参画行動計画」を策定します。

※男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する社会

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

わが国における男女平等の取組は、昭和50（1975）年の国際婦人年を契機に始まり、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌平成12（2000）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

その後、「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画推進法」の制定・改正をはじめ、災害対応における意思決定過程への女性の参画やニーズの違いに配慮した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定など、分野横断的な施策が進められてきました。令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、年齢・障がい・国籍を問わず、すべての女性の人権を尊重し、自立を支える包括的な支援体制の構築が進められています。

(2) 県の動向

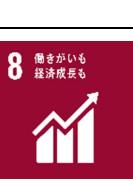
福岡県では、国際婦人年を契機に昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定され、以降第3次まで改訂を重ね、女性の地位向上が図られてきました。平成11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、平成13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」、平成14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。その後、5年ごとに見直しが行われ、様々な施策が進められてきました。

令和8（2026）年には第6次計画が策定され、社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、ジェンダー平等の視点を含めたDV対策や困難を抱える女性への支援などを盛り込んだ3つの施策の柱に基づき、10の施策の方向が掲げられ、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた取組が総合的かつ計画的に推進されます。

(3) 本計画とSDGsの関連性

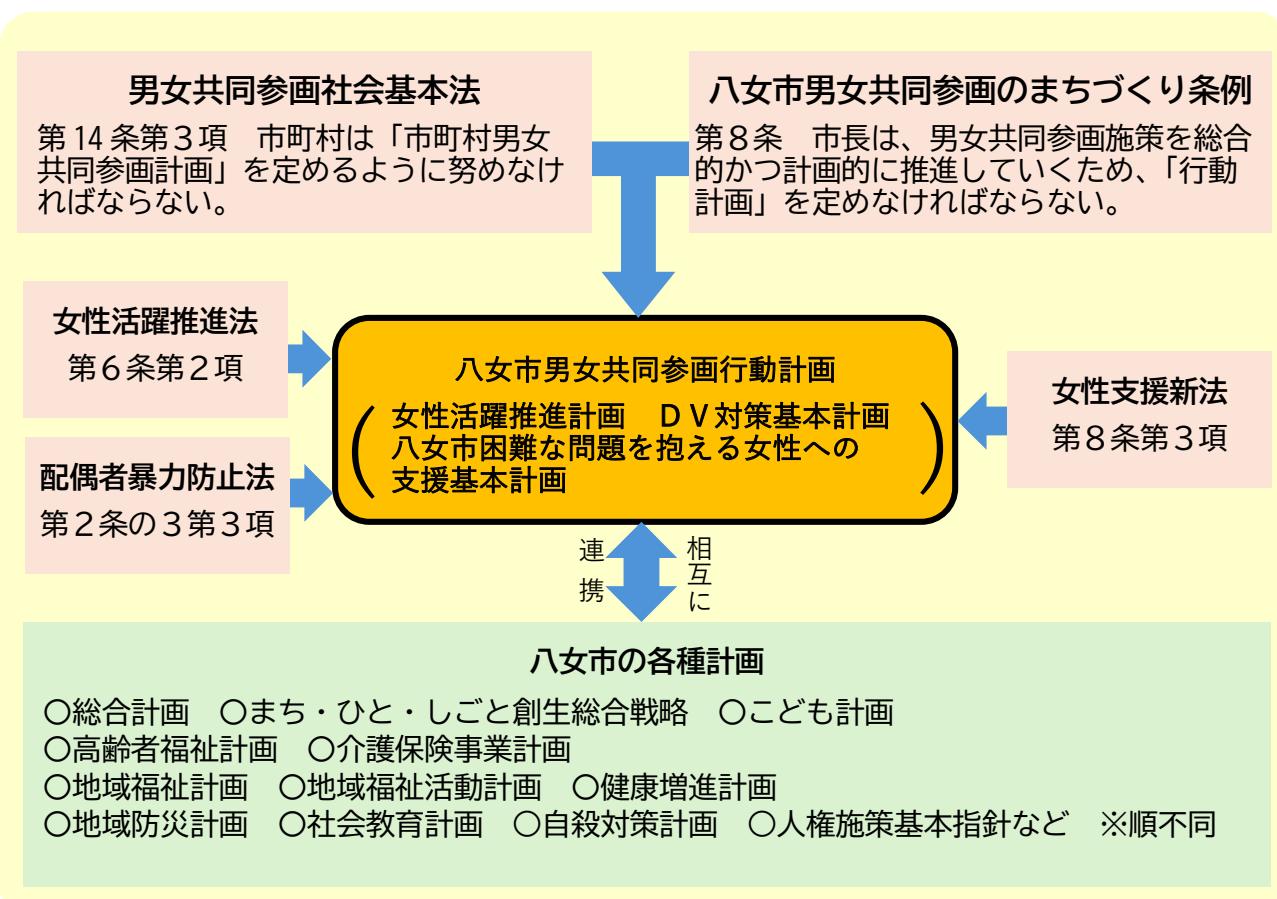
本計画の内容については、SDGsの17のゴールに繋がるもので、本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組を推進します。

【本計画に掲げる施策と関連するSDGsのゴール】

| | |
|--|---|
|  1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ |  10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する |
|  2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する |  11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエンス）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する |  12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する |
|  4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |  13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る |
|  5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る |  14. 海の豊かさを守ろう すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する |
|  6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する |  15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る |
|  7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |  16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する |
|  8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |  17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |
|  9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る | |

3 計画の性格

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」として位置付けるものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けるものです。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けるものです。
- 国の「第6次男女共同参画基本計画」及び県の「第6次福岡県男女共同参画計画」との整合性を図りながら策定・推進するものです。
- 「第5次八女市総合計画」（令和3年度～令和12年度）の個別計画と位置付け、整合性を図りながら、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定するものです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定体制

（1）八女市男女共同参画推進審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体代表、公募の委員で構成する「八女市男女共同参画推進審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

（2）パブリックコメントの実施

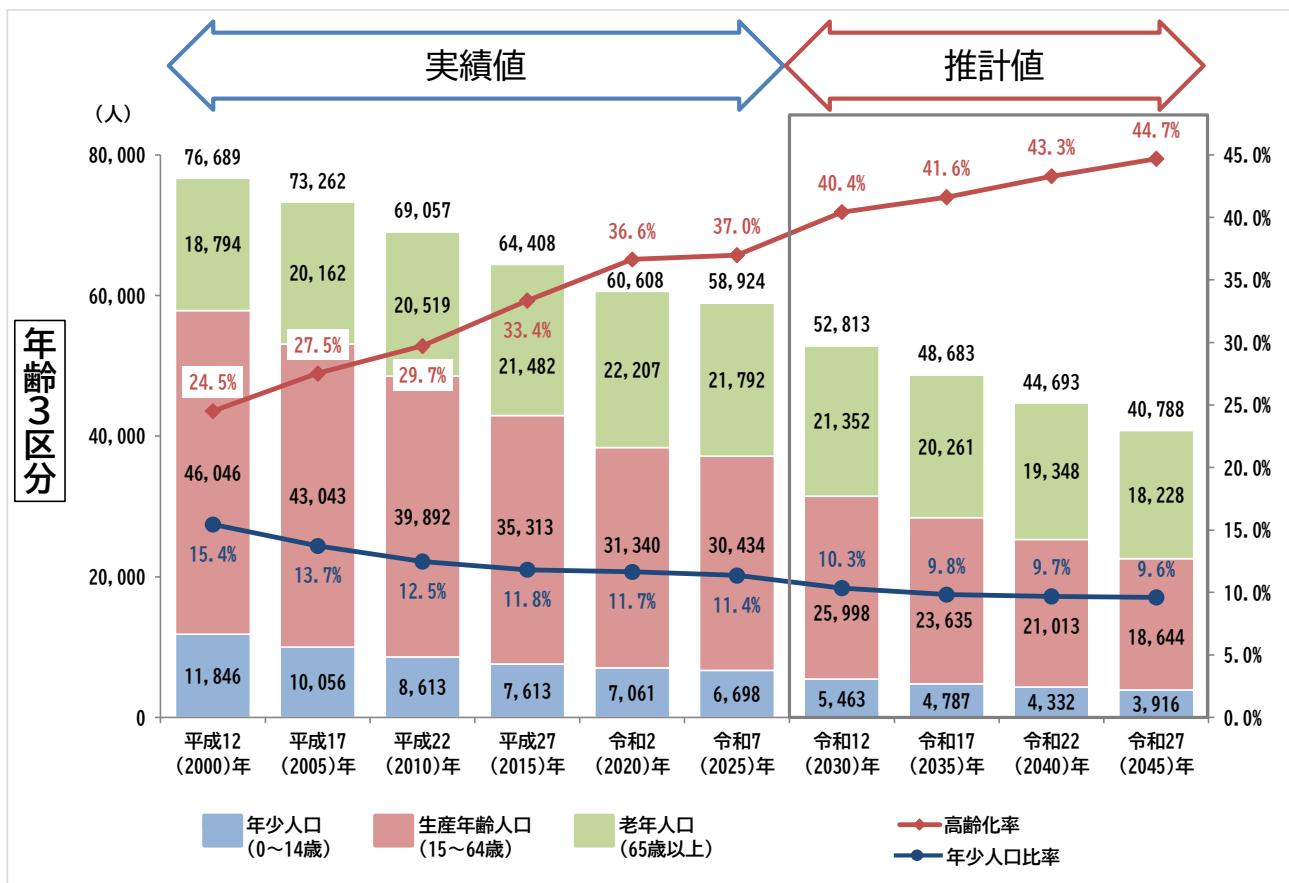
計画案を本市ホームページ及び窓口で公表し、令和 8 年 1 月に計画内容に関する意見募集を行いました。（予定）

6 統計データからみる現状

1 人口の動向

① 人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

本市の人口は年々減少しており、令和7年の住民基本台帳によると58,924人となっていきます。年齢3区分でみても、各区分ともに減少傾向となっています。高齢化率については増加傾向となっています。



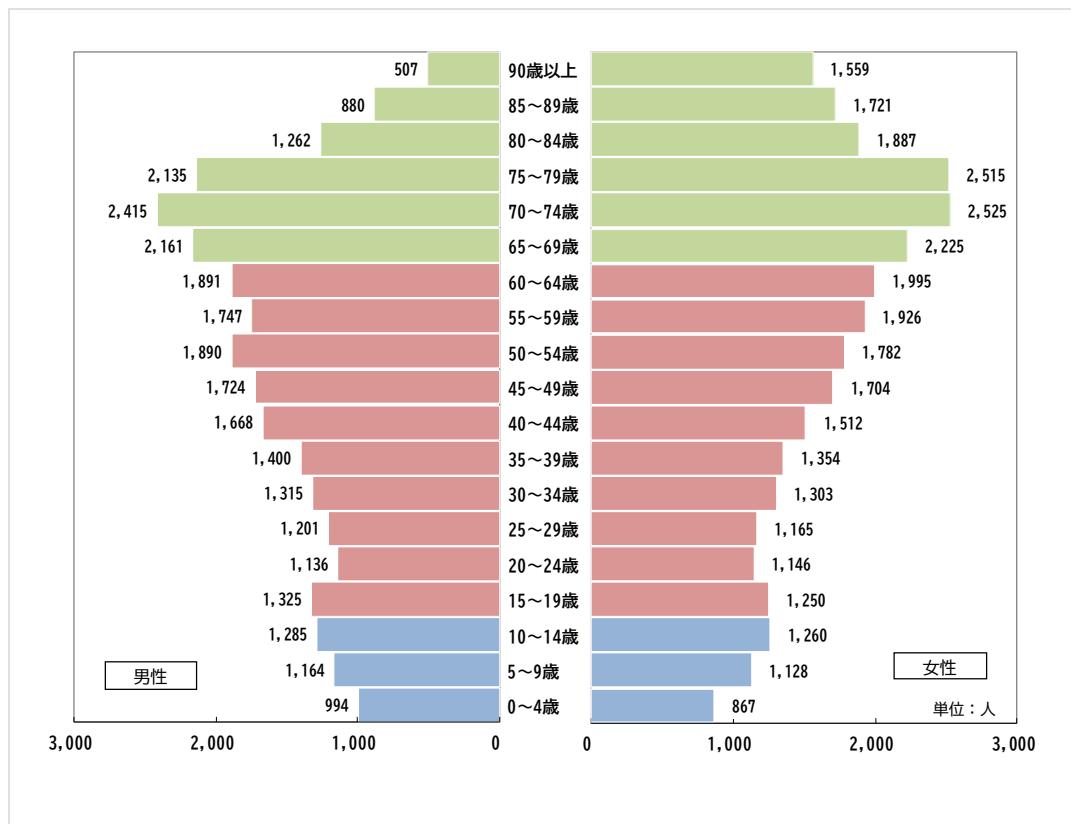
出典：総務省国勢調査（平成12年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月30日現在）、

国立社会保障・人口問題研究所（令和12年～令和27年）

※年齢不詳に関して、平成22年までは原数值、平成27年・令和2年は不詳補完値による

② 人口ピラミッド

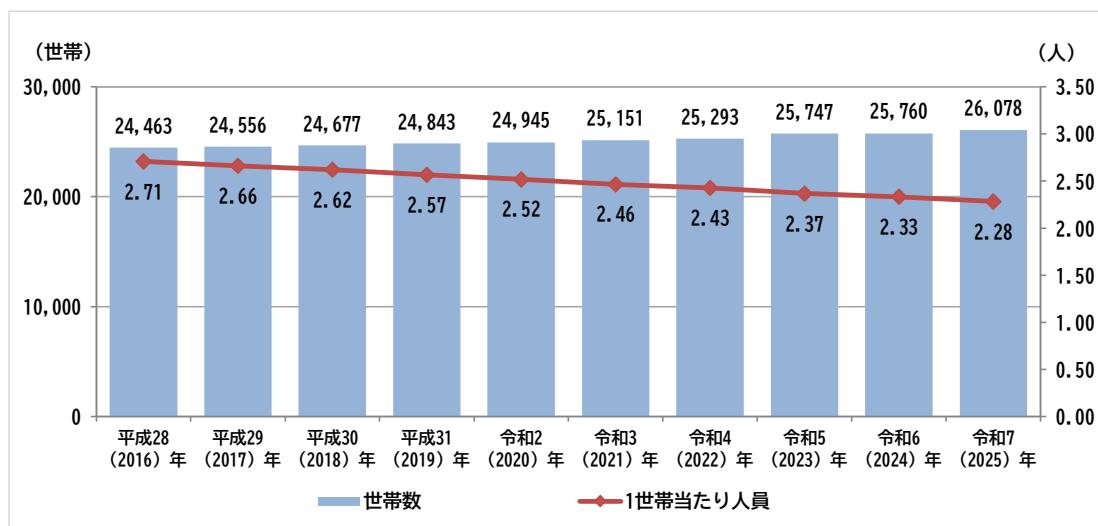
本市の人口は70～74歳が最も多く、年齢が下がるにつれて減少傾向となっています。



出典：八女市住民基本台帳（令和7年9月30日現在）

2 世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向となっており、令和7年では26,078世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和7年においては2.28人となっています。

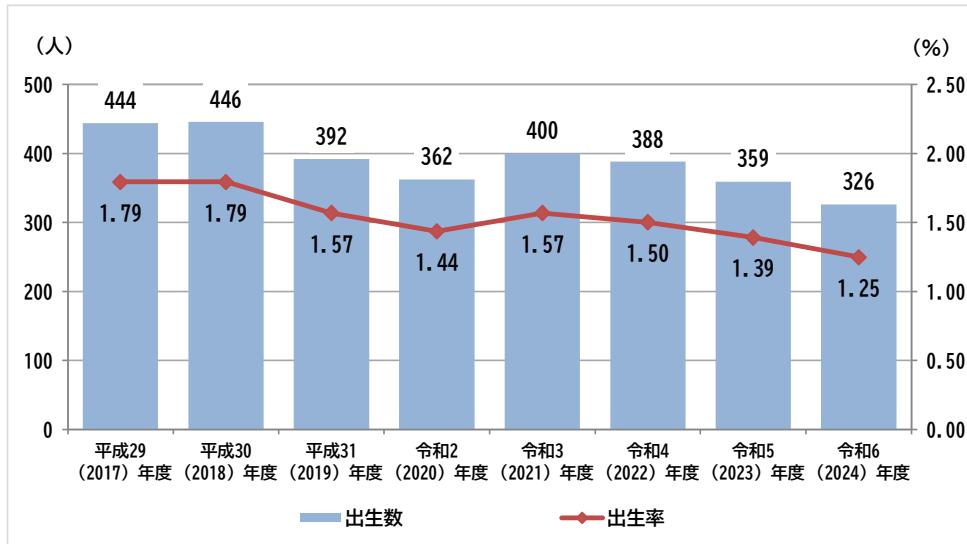


出典：八女市住民基本台帳（各年1月1日）

3 八女市の出生率

① 本市の出生率^{※1}

各年度における出生数は、平成 29 年から減少傾向となっており令和 3 年に一時的に増加しますが、再び減少傾向となっています。



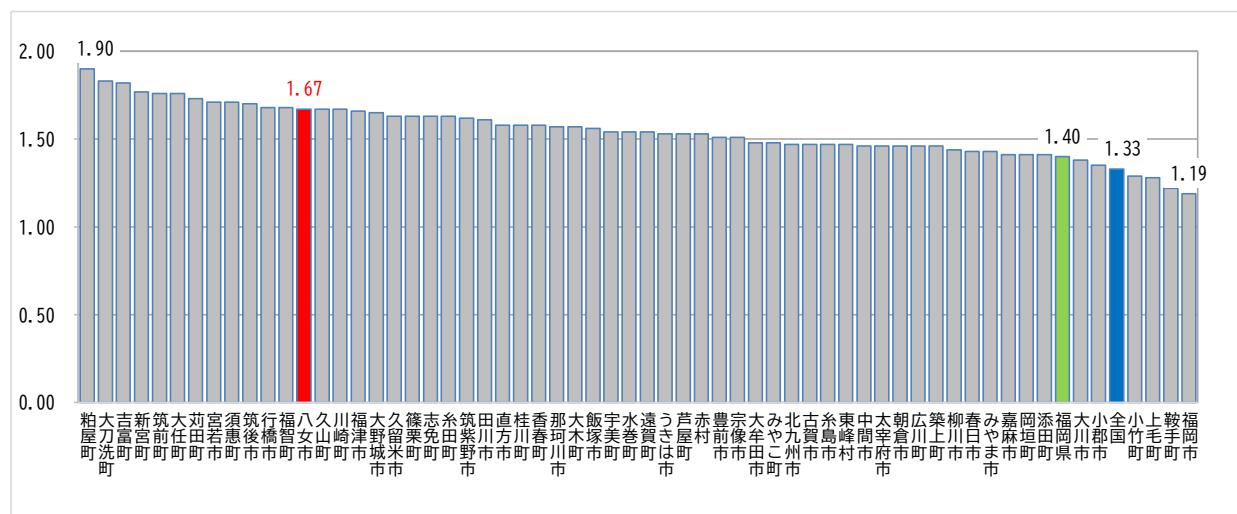
出典：八女市住民基本台帳（各年3月）

※1 出生率：出生数を総人口で除した数値です。（八女市住民基本台帳 各年3月）

② 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率^{※2} は 1.67 と、全国、県より高くなっています。

この数字は、1人の女性が 15 歳から 49 歳までの間に出産する人数の平均を示しており、対象人口が少ない市町村が高くなる傾向にあります。

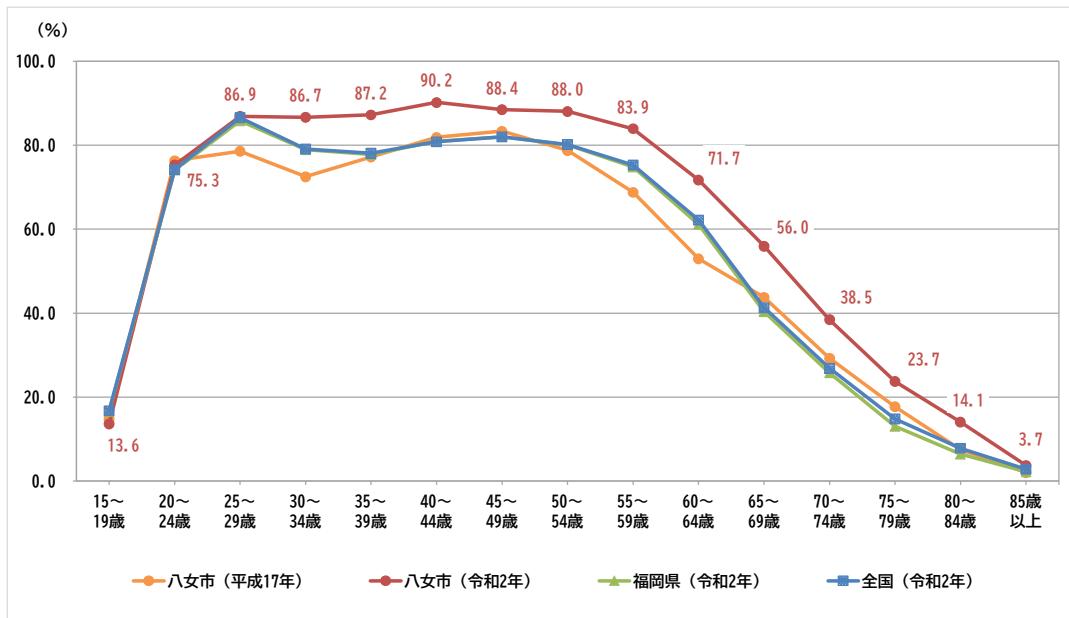


出典：厚生労働省 平成 30 年～令和 4 年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況

※2 合計特殊出生率：出産可能年齢（15 から 49 歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

4 女性の労働力率

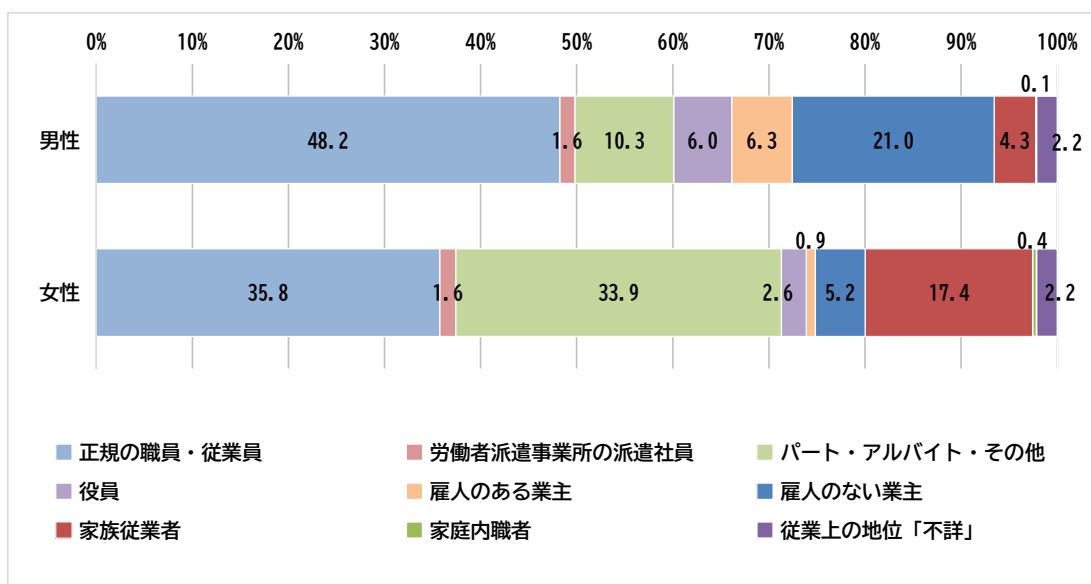
令和2年の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率は全国、県より高くなっています。



出典：総務省国勢調査

5 従業上の地位の状況

令和2年の従業上の地位の状況を見ると、男女とも「正規の職員・従業員」が最も高くなっていますが、それ以外では、男性は「雇人のない業主」が、女性は「パート・アルバイト・その他」及び「家族従業者」の割合が高くなっています。



出典：総務省国勢調査

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

誰もが社会のあらゆる分野において、対等な構成員として喜びも責任も共に分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりをめざし、この計画の基本理念を「個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり」とします。

基本理念

個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念を達成するため、次の4つの基本目標を設定します。評価指標のうち、女性の登用率や参画率等に関するものは、女性がその候補者となりやすい環境整備に取り組むとともに、それらの指標について、母数における女性の割合等を踏まえ、施策を展開していきます。

- I ジェンダー平等の意識づくり
- II 誰もが共に参画する労働環境づくり
- III 誰もが共に参画する地域づくり
- IV 誰もが自立し、安心して暮らせる生活への支援

3 計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 主要課題 | 基本的施策 |
|----------------------|---|--|--|
| 個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり | I ジェンダー平等の意識づくり | 1 教育の場におけるジェンダー平等の推進 2 ジェンダー平等に対する理解の促進 3 性の多様性に関する理解の促進 | (1) 学校教育におけるジェンダー平等の推進 (2) 教育に携わる者への啓発の推進 (1) ジェンダー平等に関する広報・啓発活動 (2) ジェンダー平等に関する学習の機会の提供 (1) 性の多様性に関する教育・啓発の推進 |
| | II 誰もが共に参画する労働環境づくり (第2次八女市女性活躍推進計画) | 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 | (1) 仕事と子育ての両立支援の充実 (2) 仕事と介護の両立支援の充実 (3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実 |
| | | 2 雇用の分野における女性活躍の推進 | (1) 誰もが働きやすい労働環境の整備 |
| | | 3 農林業における男女共同参画の推進 | (1) 男女のパートナーシップの確立 (2) 女性農林業者への支援 |
| | | 4 商工自営業における男女共同参画の推進 | (1) 就業環境の整備 (2) 女性自営業者への支援 |
| | | III 誰もが共に参画する地域づくり | 1 政策・方針決定への女性の参画の促進 |
| | 2 地域活動における男女共同参画の推進 | | (1) 地域活動への女性の参画の促進 |
| | 3 地域防災活動における男女共同参画の推進 | | (1) 男女共同参画の視点に立った防災の促進 |
| | IV 誰もが自立し、安心して暮らせる生活への支援 (八女市困難な問題を抱える女性への支援基本計画) (第4次八女市DV対策基本計画) | 1 生涯を通じた健康づくりの支援 | (1) 生涯を通じた健康づくりの支援 (2) 妊娠・出産に関する健康づくりの支援 |
| | | 2 社会的な困難を抱えた人への支援 | (1) ひとり親家庭に対する支援 (2) 高齢者・障がいのある人に対する支援 (3) 経済的困難を抱えた人に対する支援 |
| 3 配偶者等からの暴力の根絶 | | (1) DVに関する啓発の推進 | |
| | | (2) DVに関する相談・支援体制の強化 | |
| 行動計画を推進するための取り組み | | (1) 庁内の推進体制の充実 | |

第3章

計画の内容

1 取組の方向性

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり

主要課題1 教育の場におけるジェンダー平等の推進

【現状と課題】

本市では、保育・教育関係者に対し児童・生徒への人権教育の支援、発達段階に応じた性教育の啓発、進路指導や学習活動を通じた男女平等の意識づくりを進めています。また、児童・生徒の保護者が抱える教育課題について、専門家を配置した相談体制の充実を行っています。

市民アンケートでは、学校教育の場における男女平等について、「平等」と回答した割合が47.4%と最も高くなっています。一方「男性の方が優位」、「どちらかといえば男性優位」も一定の割合が出ていることから、今後も教育現場における継続的な啓発が求められます。

また、固定的性別役割分担意識※が無意識に形成されないよう授業内容のみならず、学校の雰囲気や日常のやり取りから児童生徒が自然に学べるよう配慮することが重要です。

さらに、教職員の理解促進に向け、研修等による啓発を進めます。

※固定的性別役割分担意識：男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方

(1) 学校教育におけるジェンダー平等の推進

【取組の方向性】

- ジェンダー平等・人権尊重の視点に立った学校づくりを支援し、人権教育の推進を図ります。
- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性を尊重した教育の充実を図ります。
- 関係機関の連携により、児童・生徒や保護者の相談窓口の充実を図ります。

(2) 教育に携わる者への啓発の推進

【取組の方向性】

- 教育・保育に携わる職員に対し、人権尊重に関する啓発に努めるとともに、参加可能な研修を周知し、人権意識を高めていきます。
- 教職員が人権尊重の理念を十分に理解した指導者となるよう育成に努めます。
- 社会教育に携わる関係者に対しジェンダー平等・人権尊重に関する意識を高めます。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|-----------------------|-------|-------|----------------|
| 学校教育の場で男女平等と思う市民の割合※1 | 47.4% | 49.0% | 行政評価に係る市民アンケート |

※1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月）」では70.4%、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査（令和7年3月）」では49.4%

主要課題2 ジェンダー平等に対する理解の促進

【現状と課題】

わが国は世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数^{※1}（2025年）において、148か国中118位とG7では最下位となっています。本市においては、ジェンダー平等の推進を「男女共同参画社会の実現」として位置付け、令和7年度にはジェンダー平等をテーマとした講演会とパネルディスカッションを開催し、理解促進を図っています。

市民アンケートでは、家庭での男女平等について、「男性の方が優位」と「どちらかといえば男性優位」を合わせた「男性優位」とする割合が50%を占めており、固定的性別役割分担意識が依然として残っていると考えられます。

ジェンダー平等への理解と意識を高めるには、市民との協働・連携による取組が重要であり、特にアンコンシャス・バイアス^{※2}に気づき、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った広報や多様な手段を通じた啓発を推進していく必要があります。

※1 ジェンダー・ギャップ指数：男女間の格差（ギャップ）を数値で示す国際的な指標

※2 アンコンシャス・バイアス：無意識の思い込み、偏見のこと

（1）ジェンダー平等に関する広報・啓発活動

【取組の方向性】

- 男女共同参画に関する啓発記事や情報発信と、市民との協働による男女共同参画情報誌を発行します。
- 情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。

（2）ジェンダー平等に関する学習の機会の提供

【取組の方向性】

- ジェンダー平等の理解を深める啓発事業を進めます。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|-------------------------------|-------|-------|----------------|
| 家庭で男女平等と思う市民の割合 ^{※2} | 35.5% | 37.0% | 行政評価に係る市民アンケート |

※2. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月）」では30.0%、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査（令和7年3月）」では34.3%

主要課題3 性の多様性に関する理解の促進

【現状と課題】

性的少数者とは性的指向（好きになる対象）と性自認（自分の性をどのように認識しているか）が、一般的に見れば少数派ということで、総称する言葉として用いられます。

性的指向や性自認の在り方は多様であり、これらを理由として差別や社会生活に支障があってはなりません。

しかし、無理解や根強い偏見に苦しむ人々が少なくありません。

そのため、多様な性的指向や性自認を持つ人々が、互いに人格と個性を尊重し合える社会の実現を目指すことを目的に、令和5年「LGBT理解増進法」が施行されました。

多様な性の在り方を認め合い、すべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる社会の仕組みづくりを進める必要があります。

性の多様性を正しく理解できるよう、学校や地域などでの啓発を推進します。

(1) 性の多様性に関する教育・啓発の推進

【取組の方向性】

- 性の多様性についての理解促進に向けて、教育啓発を進めます。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|-----------|------|------|----------------|
| 性の多様性の理解度 | (新規) | (新規) | 行政評価に係る市民アンケート |

基本目標Ⅱ 誰もが共に参画する労働環境づくり (第2次八女市女性活躍推進計画)

主要課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

近年、企業・事業所等におけるワーク・ライフ・バランス※への取組や働き方改革が行われる中で、本市では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業・事業所等に対し啓発や情報提供等を実施しました。また、子育てや介護など家庭の責任が特定の性に偏る傾向もあり、男女がともに担う意識の醸成と労働環境の整備が求められます。

すべての人が望むライフスタイルを実現するため、市民や企業・事業所等が共通認識をもち、それぞれの能力を十分に發揮できる社会の構築に向けて、育児や介護と仕事の両立支援を含む取組が必要です。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和が実現した社会

(1) 仕事と子育ての両立支援の充実

【取組の方向性】

- 「こども計画」に基づき、子育て支援の充実や子育て環境の整備、配慮が必要なこどもと家庭に対する支援を行います。

(2) 仕事と介護の両立支援の充実

【取組の方向性】

- 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域で支えあう環境づくりを進めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実

【取組の方向性】

- 市民や企業・事業所等に対し、市広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を行います。
- ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供を行います。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 男性一般職員の育児休業取得率※3 | 42.8% | 50.0% | 人事課調べ |

※3. 総務省「令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査（令和6年12月）」では市町村平均 59.6%

主要課題2 雇用の分野における女性活躍の推進

【現状と課題】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および「次世代育成支援対策推進法」により、常時雇用する労働者が101人以上の事業主には「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。これは、企業が職場環境の課題を自主的に解決し、女性や子育て世代が安心して働く環境を整えることを目的としています。本市でも本計画と併せて「八女市女性活躍推進計画」を策定し、昇任・登用・両立支援・労働環境整備などの状況を把握・分析し、目標と取組を実施しています。

市民アンケートでは、職場での男女平等について、「どちらかといえば男性優位」が40.0%と最も多く、「平等」が30.5%となっており、男女の地位は男性優位とみられます。

女性が男性と対等の立場で活躍し、働きやすい職場環境の実現には、仕事と家庭生活の両立支援制度の充実に加え、職場の風土や習慣の改善、理解促進に向けた啓発や情報提供の充実が求められます。また、女性が安心して能力を発揮できるよう、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、引き続き対策を講じていきます。

（1）誰もが働きやすい労働環境の整備

【取組の方向性】

- 市広報やホームページ等を活用して、女性の就労支援に関する情報提供を行います。
- 企業・事業所が女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するにあたって、必要な支援を商工会議所・商工会を通して啓発・情報提供を行います。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|-------------------|-------|-------|----------------|
| 職場で男女平等と思う市民の割合※4 | 30.5% | 32.0% | 行政評価に係る市民アンケート |

※4. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月）」では25.8%、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査（令和7年3月）」では27.1%

主要課題3 農林業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

農林業は本市の基幹産業です。人口減少など社会情勢の変化により、農業の多様な担い手の確保が課題となるなか、女性農業者の育成と経営参画の重要性が増しています。家族経営協定※の推進などにより、女性が意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりが求められます。

また、本市は山間地が広く、スギ等の人工林の素材生産が盛んです。しかし、林業従事者の高齢化は深刻で、担い手の維持・確保は喫緊の課題です。女性を含めた多様な人材が参入し活躍できるようにするために、相談窓口の周知、相談者の確保など相談体制の充実に加えて、女性が働きやすい作業環境の改善などに努めます。

農林業全体の活性化のためにも、意思決定機関への女性の参画を進め、農林業を男女が共に担うことができるパートナーシップを確立することが重要です。

※家族経営協定：農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて取り決める協定のこと

（1）男女のパートナーシップの確立

【取組の方向性】

- 農業者の就業条件の整備や、農業経営への女性の参画推進のため、家族経営協定の締結を進めます。
- 女性農村アドバイザーの育成と農村女性グループの支援を行います。

（2）女性農林業者への支援

【取組の方向性】

- 関係機関と連携し、女性人材の育成をめざす研修会等の開催や情報提供を行います。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|-------------------|------|------|---------|
| 認定農業者における女性農業者の割合 | 5.8% | 7.0% | 農業振興課調べ |

主要課題4 商工自営業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本市は、様々な地場産業、観光関連サービスなど多様な商工自営業によって地域経済が支えられています。女性も家族経営やサービス業、小売業などを中心に幅広く従事し、地域経済を支える重要な担い手となっています。

全国的に小規模事業者・自営業者の代表者に占める女性の割合は約2割にとどまり、本市も同様の傾向が見られます。家族従事者として働いていても、経営権限など意思決定への参画機会は限られています。夫婦で営む事業体では、女性が補助的役割にとどまり、経営スキルの向上やリーダーシップを発揮する場に出にくい傾向が課題となっています。

そのためにも、経営への女性の参画を進める啓発や情報提供を行うとともに、女性の起業や商工団体の役員への登用を促進するための啓発を行っていくことが重要です。

(1) 就業環境の整備

【取組の方向性】

- 商工自営業における男女共同参画推進に関し、啓発や情報提供を行います。

(2) 女性自営業者への支援

【取組の方向性】

- 商工団体に理解を求め、役員への女性の登用を進めるよう啓発を行います。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|---------------------|------|------|----------------|
| 女性にとって働きやすいと思う市民の割合 | (新規) | (新規) | 行政評価に係る市民アンケート |

基本目標Ⅲ 誰もが共に参画する地域づくり

主要課題1 政策・方針決定への女性の参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画のまちづくりを実現するためには、政策や方針を決定する過程への女性の参画を進めることが重要です。

第5次八女市男女共同参画行動計画では、市の審議会・委員会等における女性委員の割合の向上のため、関係各課より委員募集の広報活動や各団体への協力要請を実施しました。審議会・委員会等により登用率の向上、目標値への達成等の状況の違いはありますが、第6次行動計画の期間内での目標登用率を達成するよう全庁をあげて女性委員の登用を進めます。また、推進にあたっては、課題やプロセスを考慮する必要があります。

(1) 審議会・委員会等への女性の登用の促進

【取組の方向性】

- 市の審議会・委員会等への女性委員の登用を進めます。
- 全庁的に意義・目的を共有し、選出区分の見直しなど具体的な対策を検討します。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|--------------------|-------|-------|---------------------|
| 審議会等の女性委員登用率 ※5 | 30.4% | 40.0% | 人権・同和政策・男女共同参画推進課調べ |

※5. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調査（令和7年3月）」では42.0%、福岡県「福岡県審議会等における女性委員の登用状況（令和6年4月）」では42.3%

主要課題2 地域活動における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本市では人口減少や少子高齢化が進み、地域のつながりを支える活動や伝統行事を受け継ぐ人材の確保が課題です。誰もが暮らしやすい地域にするためには、性別や年代を問わず、多様な人が地域活動に参加することが大切です。

市民アンケートでは、地域活動・社会活動での男女平等について、「どちらかといえば男性優位」が40.5%と最も高く、次いで「平等」27.6%となっており、地域活動や社会活動において、意思決定や役割分担において男性が優位と感じられている傾向が強いことを示しています。また、社会通念・慣習・しきたりなどについては、「どちらかといえば男性優位」が43.4%と最も高く、3番目に「平等」14.5%となっており、社会規範や地域の慣習自体が、性別役割分担を固定化する方向に働いている可能性があります。

活力ある地域づくりのためにも、地域活動における固定的性別役割分担意識の解消を図り、女性の参画を進めていく必要があります。

(1) 地域活動への女性の参画の促進

【取組の方向性】

- まちづくり団体や行政区（自治会・町内会）などが行う地域活動の企画運営において、女性の参画が進むよう啓発や情報提供を行います。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|---|-------|-------|----------------|
| 地域活動・社会活動で男女平等と思う市民の割合 ^{※6} | 27.6% | 30.0% | 行政評価に係る市民アンケート |
| 社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等と思う市民の割合 ^{※7} | 14.5% | 16.0% | 行政評価に係る市民アンケート |

※6. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月）」では40.3%、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査（令和7年3月）」では33.2%

※7. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月）」では16.3%、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査（令和7年3月）」では11.7%

主要課題3 地域防災活動における男女共同参画の推進

【現状と課題】

近年、全国的に自然災害が激甚化・頻発化しており、本市においても、平成24年7月九州北部豪雨及び令和5年7月豪雨の際には、各地で甚大な被害をもたらしました。

そのような中で、地域防災活動における男女共同参画の推進は、災害への備えを強化し、地域社会の防災力を向上させるために重要な要素ですが、依然として多くの課題が存在していると言われています。

地域の防災活動には男性の参加が多く、意思決定の場において女性の存在が限られていることが挙げられます。この不均衡は、女性の視点やニーズが十分に反映されにくい状況を生み出しています。

このような状況を改善するためには、防災活動に関する意思決定プロセスに女性の参画を進めるとともに、避難所の受け入れ体制や従事職員の配置体制などに女性の視点やニーズを反映させる必要があります。また、地域の防災教育や啓発活動において、男女共同参画の重要性に対する理解を促進することも重要です。

(1) 男女共同参画の視点に立った防災の促進

【取組の方向性】

- 地域防災活動において、女性が意思決定の場で積極的に参画できるよう推進します。
- 災害対応における男女共同参画の視点について、啓発や情報提供を行います。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|--------------------|-------|-------|---------|
| 防災会議への女性の参画率 ※8 | 30.0% | 33.0% | 防災安全課調べ |

※8. 内閣府「令和6年版 防災白書」では全国平均21.8%、市町村平均10.8%、福岡県23.0%

基本目標IV 誰もが自立し、安心して暮らせる生活への支援

主要課題1 生涯を通じた健康づくりの支援

【現状と課題】

生涯を通じて健康を保つことは、一人ひとりが能力を発揮し、いきいきと暮らすために重要です。「人生100年時代」といわれる今、若い時期からの健康づくりへの支援が求められます。特定健診や各種がん検診の受診、広報等による情報提供や健康相談など、自身の健康状態や生活習慣を見直す機会を提供することが必要です。

誰もが互いの身体的特徴を理解し、健康への知識と理解を深め、心身の健康を維持・向上させる取組を行います。

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

【取組の方向性】

- 健康診断を通じて、自己管理できるように健診結果の説明等を行い、生涯を通じた健康づくりの支援に取り組みます。
- 女性特有のがんである乳がん、子宮がん検診の啓発に努め、予防に取組みます。

(2) 妊娠・出産に関する健康づくりの支援

【取組の方向性】

- 妊婦が安心して出産し、乳幼児が健全に成育するため、各種健康診査を実施するとともに、健康相談や訪問指導を通じて育児不安等の軽減を図ります。
- 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や相談体制の強化等に努めます。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|-------------------------|-------|-------|---------------|
| 特定健康診査受診率※9 | 42.1% | 60.0% | 第3期保健事業実施計画より |
| 乳がん検診受診率※10 | 37.2% | ↑ | 健康推進課調べ |
| 子宮がん検診受診率※11 | 27.5% | ↑ | 健康推進課調べ |
| 特定妊婦※及び要支援妊婦の訪問・面談の実施割合 | 90.0% | 95.0% | 子育て支援課調べ |

※特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

※9. 「特定健診等データ管理システム（令和5年度）」では全国38.3%、福岡県35.7%

※10. 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告（令和5年度）」では全国16.0%、福岡県13.3%

※11. 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告（令和5年度）」では全国15.8%、福岡県14.7%

主要課題2 社会的な困難を抱えた人への支援 (八女市困難な問題を抱える女性への支援基本計画)

【現状と課題】

近年、貧困やDV^{*}、性暴力、望まない妊娠、虐待、犯罪被害、居住不安など、複数の困難を複合的に抱える女性が増加しています。特に単身女性や若年女性にその傾向が顕著であり、コロナ禍では、こうした女性たちの生活困窮や孤立がさらに深刻化しました。従来の婦人保護事業は「売春防止」を主たる目的とした制度であり、現代の多様化した困難には十分に対応できていませんでした。こうした現状を踏まえ、令和6年度には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性別に基づく差別や暴力の根絶、包括的・切れ目のない支援の提供が制度化されました。

ひとり親家庭、特に母子家庭では非正規雇用の割合が高く、経済的・精神的に不安定になりやすい状況です。これは子どもの貧困にもつながるため、支援の充実が必要です。

本市では高齢化率が36.6%に達しており、75歳以上の6割以上が女性です。また、障がいのある人が複合的な課題を抱えることも多く、自立支援や相談機能の充実、生活環境の改善が求められます。

これらの経済的困難や複合的な課題に対応するためには、関連制度の周知や就業支援、および相談体制の強化が重要です。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あつた者から振るわれる暴力

（1）ひとり親家庭に対する支援

【取組の方向性】

- 経済的自立を支援するため事業の周知を行うとともに、相談機能の充実を図ります。

（2）高齢者・障がいのある人に対する支援

【取組の方向性】

- 地域で安心して暮らせるよう、生活支援体制の整備や相談機能の充実を図ります。
- 誰もが安心して利用できるよう、公共施設や道路などのバリアフリー化を進めます。

（3）経済的困難を抱えた人に対する支援

【取組の方向性】

- 各種制度の周知や生活や就業などの支援に取り組み、相談機能の充実を図ります。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|-----------------------------|-------|-------|----------------|
| 「やめ女性のための悩み相談電話」を知っている市民の割合 | 33.0% | 50.0% | 行政評価に係る市民アンケート |

主要課題3 配偶者等からの暴力の根絶 (第4次八女市DV対策基本計画)

【現状と課題】

平成13年度施行の配偶者暴力防止法は、令和6年4月の改正により、重い精神的被害にも接近禁止命令の対象を拡大するなど、保護命令制度の充実や違反への厳罰化が進められました。被害発生から生活再建まで切れ目のない支援を行うため、法定協議会の設置など多機関連携の仕組みも盛り込まれています。

市民アンケートでは、8.2%の市民がDV被害の経験があると回答しており、潜在的な被害者も多くいると考えられます。

本市では専門の女性相談支援員を配置し相談に対応しています。しかし、被害者が必要な支援を受けられるよう、相談窓口の周知や支援体制の充実が引き続き求められます。また、被害者が最初に接触する可能性のある市役所窓口での初期対応の質は非常に重要です。そのため、関係職員がDVに対する理解を深め、庁内外の関係機関との連携強化も必要です。

(1) DVに関する啓発の推進

【取組の方向性】

- 市の広報紙やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発や支援に関する情報提供を行います。
- 学校などを通じ、若年者に対してデートDV防止に関する啓発を行います。

(2) DVに関する相談・支援体制の強化

【取組の方向性】

- 女性相談支援員を設置し、DVをはじめとした女性からの相談に対応します。
- DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図ります。

評価指標

| 評価指標 | 現状値 | 目標値 | 数値の根拠 |
|---------------------|------|------|----------------|
| DVを受けたことのある市民の割合※12 | 8.2% | 7.0% | 行政評価に係る市民アンケート |

※12. 福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査（令和7年3月）」では13.5%

【行動計画を推進するための取り組み】

第6次計画の多岐にわたる取組を確実に進めるため、全庁的な推進体制の整備と進捗管理が不可欠です。男女共同参画推進協議会を定期開催し、課題の共有と職員理解を深める啓発を行います。

市内事業所での仕事と生活の両立支援や女性の活躍推進に向け、事業主としての八女市自ら率先して取り組むことが重要です。本市では、八女市男女共同参画推進審議会より提言された事業報告の各課への周知や行動計画の進捗状況の公開を行うとともに、女性活躍推進法に基づき、女性職員の採用・役職等への登用や男性職員の育児休業取得に関する目標を設定した行動計画を策定し、引き続き人材育成や職場環境整備を進める必要があります。

施策の進捗や内容については、推進審議会の意見を踏まえ、市民に公開し、声を施策に反映していきます。

庁内の推進体制の充実について、下記の3項目の取組を進めます。

- ①男女共同参画推進協議会を開催して課題の共有と全体化を図り、行動計画を推進します。
- ②女性職員が活躍できる環境整備のため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。
- ③職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。

2 計画の推進

1 計画の推進体制の充実

策定後の取組についての調査・報告を実施し、庁内各課の連携と整合のとれた施策の推進を図るとともに、審議会の中で各種調査審議を行い、本計画の推進状況等について、広く市民に公表していく必要があります。

2 庁内各課の役割の強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努める必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進していくことが大切です。

3 市民と事業者、行政の連携及び協働での取組

誰もがともに自立し支えあう理想的な地域社会は、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。このため、本計画においては、地域における男女共同参画ネットワークづくりを推進しながら、それぞれの主体が取り組むべき役割を明確にし、誰もがともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。